

消費者関連法の改正の変遷(平成18年度～平成20年度)

法律の名称		消費者庁創設後の 所管省庁等	平成18年度	平成19年度	平成20年度
表示	JAS法 〔農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律〕	国 消費者庁 農林水産省 県 流通支援課 畜産振興課 合併・流通支援課		最近の産地偽装表示に見られるように、従来どおり、加工食品の製造業者等に表示義務を課すだけでは、表示の正確性を確保できず、消費者の食品表示に対する不信を招いていることから、不正表示に対する抑止力を高め、表示の正確性を確保するために、業者間取引における情報伝達をJAS法に基づく品質表示基準の対象とした。(平成20年4月1日施行)	最近の飲食品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況を踏まえ、原産地について虚偽の表示をした飲食品を販売した者に対する罰則を設ける等の措置を講じた。(平成21年5月30日施行) (1) JAS法に基づく品質表示基準の遵守に関する規定の新設 (2) 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設 (3) 原産地についての虚偽 など
	景品表示法 〔不当景品類および不当表示防止法〕	国 消費者庁 県 県民生活・男女共同参画課			商品・役務の内容の多様化を背景として、景品表示法及び特定商取引法の違反行為による消費者被害が急増するとともに、同種の被害が不特定多数の者に急速に拡大している現状に対し、消費者被害の未然防止・拡大防止という観点から、法執行のみでは十分な対応ができない部分があるため、平成18年度に消費者契約法に導入した消費者団体訴訟制度に基づく、差止請求対象となる行為を、景品表示法及び特定商取引法に規定する不当行為に拡大した。 《景品表示法》平成21年4月1日施行 《特定商取引法》未施行
取引	消費者契約法	国 消費者庁 県 県民生活・男女共同参画課	消費者契約に関連した同種の被害が多数発生した場合に、個々の消費者が契約の取消などの事後的措置により救済されても、消費者契約法により同種の被害の拡大を防止することは困難であったため、消費者全体の利益を守るという観点から、一定の要件を満たした消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度(消費者団体訴訟制度)を導入した。(平成19年6月)		
	特定商取引法 〔特定商取引に関する法律〕	国 消費者庁 経済産業省 物資所管省 県 県民生活・男女共同参画課	訪問販売契約を締結する際に、消費者が生命保険の被保険者となることに同意する旨の記載があるにもかかわらず、当該記載が認識しにくいものとなっているため、消費者が同意のないままに生命保険に加入させられてしまうケースが発生したことから、消費者が認識しにくいような書面に、消費者の署名又は押印を求める行為を行政処分の対象とした。(平成19年1月15日施行)	政令で指定されていない商品又は役務について、訪問販売等による消費者トラブルが発生していることを踏まえ、以下のとおり指定商品及び指定役務を追加した。(平成19年7月15日施行) (1)みそ、しょうゆその他の調味料 (2)易断の結果に基づき助言、指導その他の援助を行うサービス(役務) (3)決済用資金を預かって行う、以下の取引の仲介サービス ・現実の商品引渡がない物品売買取引 ・商品先物取引 ・商品指数取引 ・上記3つの取引に関するオプション取引	近年、高齢者に対する個別クレジットを利用した訪問販売などによる被害(執拗な勧誘を断り切れない事例、大量の購入契約を結ばされる事例、これらの悪質な勧誘販売行為を助長するクレジット会社の不適正与信等の事例)が深刻化していること、またインターネット通信販売などの分野において返品トラブル等の被害が発生していることから、規制の抜け穴の解消や訪問販売の規制の強化、またクレジット規制及びインターネット取引等の規制の強化を行った。 《特定商取引法》未施行(一部施行) (1) 現行の指定商品、指定役務について指定制の原則撤廃 (2) 訪問販売における再勧誘の禁止、過量販売による契約の解除 (3) 通信販売における返品規定の表示義務 (4) 電子メール広告の規制強化(平成20年12月1日施行) など 《割賦販売法》未施行 (1) 個別クレジットを行う事業者の登録制 (2) 加盟店調査の義務づけ (3) 訪問販売等において虚偽説明等による勧誘や過量販売が行われた場合の既払い金の返還 (4) 指定信用情報機関を利用した支払い能力調査の義務づけ など
	割賦販売法	国 消費者庁 経済産業省 県 県民生活・男女共同参画課			
	貸金業法	国 消費者庁 金融庁 県 経営支援課	多重債務問題の解決を図るため、貸金業の登録の要件の強化や貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げなどの措置を講じた。 (1)罰則の引き上げ(懲役5年→10年)(平成19年1月20日施行) (2)取立規制の強化・業務改善命令の導入など(平成19年12月19日施行) (3)指定信用情報機関制度の導入など(平成21年6月18日施行) (4)出資法上限金利の引下げ、総量規制導入など(未施行)		
安全	消費生活用製品安全法	国 消費者庁 経済産業省 県 県民生活・男女共同参画課	ガス瞬間湯沸器の事故等を踏まえ、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止するため、製造事業者等に対する重大製品事故の報告義務、主務大臣による公表、関連事業者の責務等が位置づけられた。 (平成19年5月14日施行)	長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目(※)について、「長期使用製品安全点検制度」が設けられ、製造事業者等による点検期間の設定、所有者への通知、点検の実施等が位置づけられた。 (平成21年4月1日施行) ※屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機	
その他	独立行政法人国民生活センター	国 消費者庁 県 なし			消費者紛争(消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争をいう。)のうち、その解決が全国的に重要であるもの(重要消費者紛争)の解決を図るため、国民生活センター内に紛争解決委員会を置き、和解の仲介や仲裁が行えるよう改正を行った。(平成21年4月1日施行)